平成２８年（フ）第１２０号
富山県高岡市江尻117番地12
破産者　山本　　浩
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１７８号
長野市安茂里小市３丁目29番33号　レオパレスグリーンパーク202
破産者　國崎　勝寛
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
愛知県知多郡武豊町字上山１丁目５番地
破産者　小林　照代
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１４号
愛知県長久手市作田１丁目1307番地　レジデンスオーミパート３・１－Ｄ
破産者　木村　洋子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７０号
愛知県東海市加木屋町大清水77番地の３
破産者　四位　　悟
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７７７号
大阪府枚方市楠葉美咲１丁目２番８号
破産者　堀電こと　堀川　秀蔵
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４１号
大阪府東大阪市池之端町６番36号　定井文化６号
破産者　後藤　和彦
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６９号
大阪市東住吉区今川６丁目４番６号　ビーバーハイツ白鷺　401号
破産者　上野山　治
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２２号
大阪市西成区岸里３丁目７番３号　佐伯マンション　310号
破産者　熊谷　久弥
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８２６号
大阪市淀川区田川３丁目４番15―705号
破産者　中西　智也
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４３号
大阪府東大阪市長堂２丁目５番12号　布施オレンジビル401号、申立時大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番19号　カーサ田中　101号
破産者　樺山　春樹
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８３号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目７番16号、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼下３丁目７番17号
破産者　岩永憲一郎
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８７号
三重県名張市すずらん台西１番町140番地
破産者　世古　栄三
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４４号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目７番３―405号
破産者　ガレージ　ボローニャこと　金城　政広
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７３号
大阪府東大阪市柏田東町10―22　ハイツ片岡１―205、住民票上の住所和歌山県紀の川市桃山町最上462番地19
破産者　髙橋　大輔
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２７号
大阪府門真市月出町７番９号
破産者　ＢＵＬＬの実こと　小林万理子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７５号
大阪府守口市八雲西町４丁目11番８号
破産者　塩川　晃生
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８４号
大阪府大阪狭山市狭山１丁目815番地の１、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目289番地グラングラースラフィネ205号室
破産者　アンジェこと　古賀貴久枝
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係